

障害を知り、 共に生きる



まず、知ることからはじめましょう



私たちには街中で赤ちゃんが泣いていても何の疑問も感じません。
泣くことは赤ちゃんの自然な姿であり、それが普通のことだからです。

障害のない方が不思議に思えることも、
障害のある方にとってはごく普通のことであり、特別なことではありません。

普段、私たちが眼鏡をかけたり、
お年寄りに少し大きな声でゆっくり話しかけたりするように
不自由さを補う道具や援助があれば
障害のある方にもできることはたくさんあります。

様々な障害の特性や、障害のある方への配慮を正しく理解することが
あたたかい地域社会を築き、

『一緒にくらす』ことへの第一歩になるのです。

あいサポート運動・あいサポーターについて

～まず、知ることからはじめましょう～

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動です。

誰でもあいサポーターになることができます。次のいずれかの方法で、この「障害の特性や必要な配慮などをまとめたパンフレット」を受け取ります。

- ①研修会、講演会、イベントなどでのあいサポート運動の説明を受ける。
- ②地域の集まりなどへの出前講座（県が講師を派遣します）に参加し、あいサポート運動に関する説明などを受ける。

**あいサポーターは、
「サポーター宣言」にのっとり、活動していただきます。**

あいサポート運動は、平成21年11月鳥取県で、平成23年4月島根県で、平成23年10月広島県でスタートし、連携して取り組んでいます。多くのみなさんの賛同を得て、あいサポーターの輪が広がっています。

注) このパンフレットに書いてあることをすべて完璧にされる必要はありません。一人ひとりが自分でできると思うところから少しずつ始めていただくことが大切です。

目 次

	ページ
●はじめに	2
●視覚障害について	4
●聴覚・言語障害について	6
●盲ろうについて	8
●肢体不自由について	10
●内部障害について	12
●重症心身障害について	14
●知的障害について	16
●自閉症・発達障害について	18
●精神障害について	20
●依存症について	22
●てんかんについて	24
●高次脳機能障害について	26
●難病について	28
●身体障害者補助犬について	30
●コミュニケーションボードについて	32
●思いやり駐車場利用証交付制度について	35
●障害者虐待防止について	36
●関係機関一覧	38



はじめに

● まず、障害について理解してください ●

障害は誰にでも生じ得るものです

病気や事故はいつ起こるかわかりません。

同様に、障害はいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません

障害の種類も程度もさまざまであり、同じ障害でも、その症状は一律ではありません。

また、複数の障害を併せ持つ場合もあります。

外見でわかるものだけでなく、外見ではわからない障害のため、理解されず苦しんでいる方もおられます

障害は多種多様であり、外見だけでは障害があることがわからないこともあります。そのため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。

周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。

障害の種類・程度は人それぞれに違います。少しの介助があることで、地域の中で日常生活を営み、障害のない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんいます。

そして、こんな配慮をお願いします

障害のある方に対して冷たい視線を送ったり、見て見ないふりをするのは避けてください
温かく接してください

困っていそうな場面を見かけたら

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。
見守ることと、時には支える姿勢が大切です。

「障害があるから」と決め付けず

それぞれの個性や能力が生かせることを、一緒に考えてみましょう。

介助者がいても

介助者ではなく、本人に話しかけましょう。

自分のイメージで、すべての障害者を見ないでください 障害だけを見るのではなく

その人のお人柄を見て接しましょう。

詳しくは

広島県健康福祉局障害者支援課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話：(082) 513-3157

FAX：(082) 223-3611

ホームページ：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/>



視覚障害について

あなたに知ってほしいこと

視覚障害とは

何らかの原因によって視機能に障害があることで、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。

見えづらい場合の中には

- 細部がよくわからない
- 光がまぶしい
- 暗いところで見えにくい
- 見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなどの症状があります。

こんなことに困っています

●一人で移動することが困難です。

慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。

●耳からの情報をたよりにしています。

目から情報を得にくいため、音声や手で触れるなどにより情報を得ています。また、視覚障害のある方すべてが点字を読めるとは限りません。

●自分がどこにいるのか、側に誰がいるのか、説明がないとわかりません。

●人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。

●文字の読み書きが困難です。また、タッチパネル式の機械はうまく操作できません。

●「見えないからできない」のではなく、「見えなくとも教えてもらえばできる」ことがあります。

●点字ブロックの上に、物や自転車などが置かれていると困ります。

こんな配慮をお願いします

困っていそうなときは、声をかけましょう

白杖使用者を見かけたとき、困っているように見えたなら声をかけましょう。

視覚障害のある方は、周りの状況がわからぬため、会話が始まられなことがあります。また、知っている相手でも声だけではわからないことがあります。声をかける時は、自分の名前や「あいサポートです」など簡単な自己紹介をしましょう。

突然体にふれず、前方から声をかけましょう

突然触れられると驚きます。声をかけるときは、できるだけ前方から話しかけましょう。また、点字や音声による情報をできるだけ増やしましょう。

指示語を使わないでください

「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語や、「赤い看板」など視覚情報を表す言葉では、「どこ」か、「何」かわかりません。

「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明しましょう。
場合によっては、手で触れながら説明しましょう。

その人の「目」になる気持ちが大切です

まず、どのような手助けが必要か尋ねましょう。

例えば、慣れていない場所では、左腕を持ってもらって誘導することができます。誘導するときは、障害のある方のペースにあわせて歩きましょう。

詳しくは

公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会

社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会

広島県身体障害者施設協議会

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



聴覚・言語障害について

あなたに知ってほしいこと

聴覚・言語障害とは

聴覚障害者には、音などがほとんど聞こえない人や聞こえにくい難聴の人がおられます。また、言語獲得前（小さな子どもの時）に失聴した人、人生の途中で事故や病気で聞こえなくなり中途で失聴した人（中途失聴者）がおられます。

言語障害には、言葉の理解や適切な表現が困難な言語機能の障害と、言葉の理解には支障はなく発声だけが困難な音声機能の障害があります。また、聴覚障害と言語障害が重複する重複障害の人もおられます。

こんなことに困っています

●周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見ではわかりにくい障害のため、周囲の人に気づいてもらえないことがあります。特に難聴者・中途失聴者の場合は、話せる人も多く、聞こえる人が「挨拶をしたのに無視された」などと誤解をされることがあります。失聴した年齢時期、障害程度などによって障害の現れ方はさまざまです。

●音によって周囲の状況を判断することができません。

放送や呼びかけ、車の音、自転車のベルなどに気がつかないことがあります。また、周囲の情報が入らないので状況判断ができない場合があり、危険な目にあうことがあります。

●コミュニケーション方法の違いがあります。

聴覚に障害のある方とのコミュニケーション方法は、「手話」「筆談（要約筆記）」「口話」など、その人なりの方法があります。

●聞こえないため情報を得られないことがあります。

JR駅やバスセンターなどで施設内放送が聞こえないため、とまどったり車内での放送が聞こえず、乗り過ごしてしまったりすることがあります。また、公共施設内の放送や病院の呼び出しに気付かず、そのまま待ち続けることもあります。

●会話が困難なため、不便さを伝えることが困難です。

特に言語障害のある場合は、知りたいことを質問できない不便さから、周囲の人々に理解されず、日常生活にさほど不自由していないと誤った理解をされることがあります。

こんな配慮をお願いします

コミュニケーション方法を確認しましょう

会話の方法が適切でないと、話を伝えることができない場合があります。話をすると時は会話方法を確認し、その人に合わせたコミュニケーション方法をとりましょう。連絡手段として、ファクシミリや電子メールを活用することも必要です。伝わりにくい場合があっても、あきらめずに伝える努力をしましょう。

- 筆談(要約筆記)** 互いに文字を書き、自分の意思を伝えあえる、もっとも手軽な手段です。会議や講演などの他、学校の授業で先生の話を文字で表し伝える「要約筆記」もあります。
- 口話** 相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはっきりと口を動かして話すようにしましょう。
- 手話** 手指や表情で表す目で見る言語です。
- 代用发声** 発声機能を喪失した音声機能障害の人は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり(食道发声)、電動式人口喉頭を首に当てて声にしています。聞き取りにくい場合は、筆談や相手の言葉を文字にして伝える「要約筆記」を併用することもあります。

音声以外の情報伝達方法を

音声や音が伝わりにくいのでパソコン、メール、ファクシミリ、掲示板、パネルメモ帳など視覚を通じた伝達方法を考えましょう。また、イベント等を開催する際は、手話通訳及び要約筆記などを活用しましょう。

自分が受けたい援助を示したカードを利用することもあります。

耳が不自由です



はっきり口元を見せて
話して下さい

要約筆記シンボルマーク



聞き取りにくい場合は確認しましょう

特に言語障害のある人への応対は、一つひとつの言葉を聞くことが大切です。わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

詳しくは

広島県聴覚障害者センター
一般社団法人 広島県ろうあ連盟
広島県難聴者・中途失聴者団体連合会
広島県身体障害者施設協議会

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



盲ろうについて

あなたに知ってほしいこと

盲ろうとは

視覚と聴覚の両方に障害があることを「盲ろう」といいます。

盲ろうは、大きく分けて、次の4つのタイプがあります。

- **全盲ろう** 全く見えず、全く聞こえない状態
- **盲難聴** 全く見えず、少し聞こえる状態
- **弱視ろう** 少し見えて、全く聞こえない状態
- **弱視難聴** 少し見えて、少し聞こえる状態

また、「盲ろう」になる経緯も様々で、大きく次の4つに分けられます。

- **盲ベース盲ろう** 視覚障害があり、のちに聴覚障害を発症したもの
- **ろうベース盲ろう** 聴覚障害があり、のちに視覚障害を発症したもの
- **先天的盲ろう** 先天的に、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症したもの
- **成人期盲ろう** 成人期以後に視覚と聴覚の障害を発症したもの

こんなことに困っています

情報入手・コミュニケーション・移動などの様々な場面で大きな困難が生じます。自分の力だけで、情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難です。このため社会から孤立してしまうこともあります。

社会参加をするためには、情報入手・コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。そうした支援を受けて社会で活躍している人もたくさんおられます。

生活環境や視覚障害と聴覚障害の程度、またその障害の発症時期により、コミュニケーションの方法が一人ひとり異なります。

家族や周りの支援者が、手のひらに文字を書いたり、触手話や指点字など、それぞれにあったコミュニケーション方法を生み出す努力と工夫をしています。

様々なコミュニケーション方法の一部を紹介します。

●手書き文字 手のひらに指先などで文字を書き伝えます。

●触 手 話 相手の行う手話に触れて、手話の形で読み取ります。

●指 点 字 点字タイプライターのキーの代わりに、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表します。6本の指を点字の6点に見立てます。

●文字筆記

視覚の活用が可能な方に対して、紙やパソコンに文字を筆記して伝えます。文字の大きさ・間隔・線の太さなど、見え方に合わせた配慮が必要です。

●音声

聴覚の活用が可能な方に対して、耳元や補聴器のマイクなどに向かって話します。声の大きさ・抑揚・速さ・音の高さなど、聞こえ方に合わせた配慮が必要です。

こんな配慮をお願いします

まずは、話しかけてみましょう

まず、肩にそっと手を触れて話しかけてみましょう。聴力が使える人もあります。相手が気づいてくれたら、やさしく手を取って、手のひらに文字を書いてみましょう。この方法でコミュニケーションを取ることができる人もあります。このように、いろいろ試行してその人にあったコミュニケーション方法を見つけましょう。

周りの状況を説明することも大切です

盲ろう者は、お互いの会話の内容だけでなく、周りの状況もわかりません。他の人の発言や、「道沿いに赤い花が咲いている」などの情景や、その場の状況を伝えることが大切です。

様々な支援があることを伝えてください

コミュニケーションを取ることが難しいので、社会的に孤立してしまいます。困難な状況にある方をみかけたら、様々な支援があることを伝えてください。

詳しくは

広島盲ろう者友の会

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



肢体不自由について

あなたに知ってほしいこと

肢体不自由とは

事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・下肢にあるマヒや欠損などにより、歩くことや物の持ち運びなど日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。肢体不自由の中でも脳性マヒ・脊髄損傷・筋ジストロフィーなどで全身に障害がおよぶものを全身性障害といいます。

筋ジストロフィーは、筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気で、いくつかのタイプに分類されます。代表的なデュシェンヌ型では、幼児期に軽い運動障害（転びやすいなど）が多く見られますが、生活の様々な場面でサポートすることによって、障害のない方と同じように生活を送ることができます。また、ベッカー型では15歳を過ぎても歩行可能なのが特徴です。全身の筋肉の萎縮変性は常に進行性であるため、その後、歩行不能になり全面的な介助を必要とする重度身体障害となります。

こんなことに困っています

●車いすを利用していると、

- 十分なスペースがなかったり、ちょっとした段差や障害物があるために、移動することができないことがあります。

- 高いところにあるものや床にあるものなどをとることが困難です。

- ATM や自動販売機など、正面から向きあうと足が入らずに使いにくいです。

●脊髄損傷の方は、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、体温調節が困難です。

- 脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう（不随意運動）ため、自分の意思を伝えにくい方もいます。

- 障害者用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。
- 食べること、飲み込むことが困難（摂食嚥下障害）な方には、食べ物にトロミをつけたり、細かく刻むなどの加工が必要です。また、外食時にはハサミやミキサーの貸し出しなどがあると助かります。

こんな配慮をお願いします

困っていそうなときは、声をかけてみましょう

さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か気軽にたずねましょう。望まれる方法で対応することが大切です。

子ども扱いをしないようにしましょう

言葉がうまく話せない人に対して、子どもに対するような接し方をしないようにしましょう。

聞き取りにくい場合は確認しましょう

聞き取りにくいときは、わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

詳しくは

**広島県身体障害者施設協議会
広島県心身障害児者父母の会連合会**

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



内部障害について

あなたに知ってほしいこと

内部障害とは

内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

こんなことに困っています

- 外見からわかりにくく、周りから理解されにくいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- 障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し、疲れやすいです。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。肝臓機能障害の方はこういったことが、顕著にあらわれます。集中力や根気が続かず、トラブルになる場合もあります。
- 障害者用駐車スペースが空いていても、障害が外見からわかりにくく、周りから理解されにくいため利用できないことがあります。
- 「心臓機能障害」で心臓ペースメーカーなどを使用している方は、携帯電話から発せられる電磁波等の影響で心臓ペースメーカーが誤作動する恐れがあります。
- 「呼吸器機能障害」のある方は、タバコの煙などにより、大きな影響を受けます。
- 「腎臓機能障害」には、人工透析治療を受けている方がおられます。定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。
- 「ぼうこう・直腸機能障害」で人工肛門・人工ぼうこうを使用されている方は、専用のトイレが必要です。

こんな配慮をお願いします

「外見からはわかりにくい障害」があることを理解しましょう

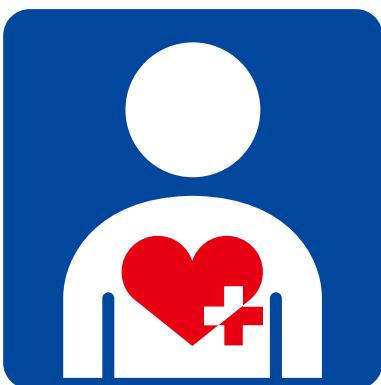
障害の種類や程度は様々です。外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障害のある方がいることを知りましょう。

決められたルールやマナーを守りましょう

車内などで携帯電話を使用する時は、内部障害のある方にとって生命に関わるものであることを知ったうえで、ルールやマナーを守った行動をしましょう。

風邪などをうつさないように配慮しましょう

体力が低下しているため、風邪などに感染しやすくなっています。また、障害のある臓器に悪影響を及ぼすこともあるので、周りの人は注意しましょう。



内部障害のある方には、ハート
プラスマークを付けられている
方もいらっしゃいます。

詳しくは

広島県身体障害者施設協議会

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



重症心身障害について

あなたに知ってほしいこと

重症心身障害とは

重度の身体障害と重度の知的障害などが重複している最も重い障害です。自分で日常生活をおくることは困難であり、自宅で介護を受けたり、専門施設などに入所したりして生活しています。口の動きや目の訴えで意思を伝えますが、常時介護している方でないと理解しにくいです。また、医学的管理がなければ、呼吸することや栄養を摂取することも困難な状態を「超重症心身障害」といいます。

●姿勢

ほとんど寝たままで自力では起き上がれない状態が多く、座るのがやっとです。

●移動

自力での移動や寝返りが困難で、車いすなどで移動を行います。

●排泄・入浴

全介助となり大変な労力を要します。(知らせることができない。(70%)始末ができない。(76%)) また、オムツを使っていることが多いので、同性の介護が原則となります。

●食事

自力ではできないため、スプーンなどで介助します。誤嚥を起こしやすいです。また、通常の食事が食べられない方は、細かく刻んだり飲み込みやすいようにトロミをつけたりします。外食時には、ハサミやミキサーの貸し出しがあると助かります。

●変形・拘縮

手、足が変形または拘縮しており、側わんや胸郭の変形を伴う方が多いです。

●筋緊張

極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができません。

●コミュニケーション

言語による理解が困難です。声や身振りで表現します。常時介護している方でなければ理解が困難です。声や身振りの表現力は弱いですが、笑顔で応えます。

● 健康

肺炎気管支炎を起こしやすく、70%以上の人気がてんかん発作を起こすため、いつも健康が脅かされています。痰の吸引が必要な方が多いです。

● 趣味遊び

音楽、散歩、おもちゃ、ムーブメントが好きな場合が多いです。

● 超重症心身障害

超重症心身障害がある方は、水分と食べ物を鼻から胃へ注入する管をつけたり、呼吸がうまくできないため人工呼吸器をつけたりしています。このような障害のある方は常に医師の管理が必要なため、外出することが難しいのが現状です。

こんな配慮をお願いします

どんなに重い障害があっても真剣に生きている命を守って欲しい

どんなに障害があっても必ず内に秘めた能力をもっています。その力が周囲の人々に大きな勇気や希望を与えます。

困っていそうなときは、声をかけてみましょう

車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいりそうなときは、介護している方に声をかけてみましょう。また、人工呼吸器などの医療機器のアラームが鳴っているときは、速やかに介護している方に知らせましょう。

詳しくは

全国重症心身障害児(者)を守る会 広島県支部事務局

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



知的障害について

あなたに知ってほしいこと

知的障害とは

発達期になんらかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない状態であること、及び、社会生活への適応に困難があることをいいます。

主な特徴は、「ことばを使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」などに少し時間がかかります。また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにすばやく対応することが困難な場合があります。しかし、周囲の理解や支援によって、一步一歩成長していく可能性を持っています。

障害の現れ方は人それぞれで個人差があります。障害を感じさせない方もいます。ことばや行動の意味が相手にうまく伝わらず、周りから誤解や偏見を受けることがあります。重度障害のため常に同伴者と行動される方もありますが、障害が軽度の場合は会社で働いている方も大勢います。

また、犯罪の被害者になりやすく、場合によっては加害者と間違われる場合もあります。

こんなことに困っています

- 複雑な会話や抽象的な概念が理解しにくいです。
- 人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいます。
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます。
- ひとつの行動に固執したり、同じ質問を繰り返す方もいます。

こんな配慮をお願いします

ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう

「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」などコミュニケーションがうまくとれません。そのような時は、内容が理解できるように、ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。

やさしく声をかけ、危険であることを知らせましょう

「赤信号でも渡る」「車が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に入る」など危険がわからない、助けを求めることができない場合があります。そのような時は、やさしく声をかけ危険であることを知らせましょう。

落ち着ける場所に誘導しましょう

状況の変化に柔軟に対応できず、「ひっくりかえる」「泣きわめく」「飛び跳ねる」などのパニック行動が起こることがあります。そのような時は、落ち着ける場所に誘導しましょう。

思い込みで判断せず、見守ってみましょう

「通行する人を無表情で見ている」「ぴょんぴょん跳ねたりする」「ひとつのことこだわる」など誤解されやすい行動をする場合があります。そのような時は、思い込みで判断せず見守りましょう。

知的障害のある方の中には、重度で判断能力のない方もおられます。障害のある方の目線で接してください。

詳しくは

**社団法人 広島県手をつなぐ育成会
広島県知的障害者福祉協会**

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



自閉症・発達障害について

あなたに知ってほしいこと

自閉症・発達障害とは

障害の困難さも目立ちますが優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。養育環境ではなく脳の機能障害によるもので、どんな能力に障害があるか、またどのくらいの程度なのかは人によって様々です。

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを
伴うこともあります

自閉症
広汎性発達障害
アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

それぞれの障害の特性

注意欠陥多動性障害（A D / H D）

- 不注意
- 多動・多弁
- 衝動的に行動する

学習障害（L D）

- 「読む」、「書く」、「計算する」などの能力が、全般的な知的発達に比べて極端に苦手

出典：厚生労働省リーフレット「発達障害の理解のために」

注意欠陥多動性障害（A D / H D）の特性

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とします。次の3つの症状が通常7歳以前に現れます。

- うっかりして、同じ間違いを繰り返してしまうことがあります。（注意力散漫）
- おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりすることがあります。（多動性）
- 約束や決まり事を守れなかったり、だしぬけに行動してしまうことがよくあります。（衝動性）

学習障害（L D）の特性

全般的な知的発達に遅れはないのに、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難があります。

- 音と文字のつながりを理解することや文字の視覚認知などが困難であるため、読むことや、書くことが極端に苦手であったりします。
- 数字の認識や算数の基本となる概念を理解することなどが困難であるため、計算を行ったりすることなどが極端に苦手であったりします。

自閉症・アスペルガー症候群その他広汎性発達障害の特性

●相互的な対人関係の困難さ

相手の気持ちを理解したり、相手の立場に立って物ごとを考えたりすることが苦手で、周囲の人と共感的な関係を築くことが難しいです。また、初対面の人と親しい人とを区別したかわりが苦手で、社会的な距離感が上手にとりにくい傾向があります。

●コミュニケーション能力の個人差

他人に意思を伝えること、理解することが苦手です。やり取りが一方通行になったり、例え話を理解できずそのまま受け取ってしまうことがあります。

●反復的で常同的な行動、興味、活動

変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場所、時間や道順の変更やルール違反などを極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱し、パニックを起こしてしまうこともあります。

こんな配慮をお願いします

「なぜできないのか」でなく、具体的に示しましょう

障害があるため困難なことを「なぜできないのか」「なまけているのではないか」と見られるのはつらいことです。どうするとよいか、抽象的な表現は極力減らし、短い文で、順を追って具体的に伝えましょう。

事前に見通しを示しましょう

「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手です。言葉だけでなく、絵や写真も使ってあらかじめ本人が納得するように見通しを示しましょう。

詳しくは

広島県発達障害者支援センター

広島市発達障害者支援センター

特定非営利活動法人 広島自閉症協会

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



精神障害について

あなたに知ってほしいこと

精神障害とは

統合失調症や気分障害（そううつ病）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽快していきます。

一方で、「自発性がない」「集中力や持続性がない」「人付き合いに緊張しすぎる」などの症状が見られることがあります。しかし、決して、急げているとか、意志が弱いということではありません。これらの症状は、病気の症状が落ち着いてくる経過の中で認められるもので、これが「精神障害」といわれるものです。

こんなことに困っています

統合失調症などの多くの症状は、症状が不安定な時期を過ぎると、しだいに回復し、安定していきます。その経過の中では、無気力になったり、集中力や持続力が低下したり、落ち込んだり、疲れや眠気を感じ、ひきこもりがちになるなど、日常生活や社会生活のしづらさがみられます。

● 周囲の援助はどうしたらよいのでしょうか ●

無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。
働きかけは、「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝えましょう。
本人のペースに合わせたはたらきかけが必要です。
じっくりと、時間をかけることも必要です。

● 再発予防も必要です ●

精神疾患では、薬を中断したり、多くのストレスが重なると症状が再発することがあります。再発につながる注意サインを知っておくことも、再発予防になります。

不眠がみられたり、急に活動的になったり、ささいなことに過剰に反応するなど、注意のサインとみられる症状を知っておくことも大切です。

これらの症状がみられたら無理をさけて、ゆっくりと休養するように、はたらきかけることが大切です。主治医にも早めに相談しましょう。

● 本人の気持ちを大切にしてください 疾患や障害に対する正しい理解が必要です ●

詳しくは

**社団法人 広島県精神保健福祉家族会連合会
広島県精神障害者支援事業所連絡会
広島県精神保健福祉士協会
広島県立総合精神保健センター**

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



依存症について

あなたに知ってほしいこと

依存症とは

依存症は、快楽を得るために、依存している物質（アルコールや薬物など）や行為をやめようと思っていてもやめられない状態をいいます。依存症は、必ずしも体の中に物質が入っているというわけではありません。依存症は、アルコール・薬物・たばこなどの物質に依存する「物質嗜癖（しへき）」のほか、ギャンブル・買い物・仕事などに依存する「プロセス嗜癖」などがあります。近年、ギャンブル依存症（病的ギャンブリング）なども問題とされてきています。

こんなことに困っています

●自分の力だけで依存を断ち切るのは困難です。

依存症は、心や体に変化が起こり、自分自身でもコントロールができない状態です。

依存には、自分の意志でコントロールできない「精神依存」や、実際にその物質を中断すると体に異常（離脱症状など）を生じる「身体依存」などが見られます。

●依存症には治療が必要です。

依存症は病気であり、そのため、身体的、家族的、社会的に様々な問題が生じてきています。したがって、治療が必要とされますが、まだまだ、個人の問題だととらえられ、なかなか治療に対する周囲の理解が得られないことがあります。

こんな配慮をお願いします

依存症は、意志が弱いとか道徳観が低いからとか、家庭環境が悪いとかの社会問題として生じるものではなく、病気です。そのために、治療が必要です。治療の経過の中においては、家族や周囲の人が、依存症について正しく理解をし、関わることが大切です。

依存症の治療は、その物質をやめ続ける以外にありません。

例えば、アルコール依存症においては、節酒は不可能です。断酒以外に治療はありません。

医療機関においては、主に、精神療法と薬物療法が行われます。薬物療法は、離脱症状（アルコールなどが体から抜けるとき出てくる症状で、強い不安・不眠に襲われたり、手の震えや、時に幻覚などが生じることもある）に対する治療、精神症状（幻覚や妄想、抑うつ状態、不安、不眠など）の治療、肝機能障害などの身体的治療が行われます。

また、依存症は、回復はあっても完全に治ることはなく、病気と上手につきあっていくことが重要です。しかし、これらを完全に断つことは本人だけの力ではなかなか困難であり、自助グループなどへ参加することが重要です。

アルコール依存症に関しては、断酒をサポートするための自助グループ（断酒会、A A）があり、薬物依存症者に関しては、回復施設としてダルクが全国に開設されており、自助グループN A（ナルコティックス・アノニマス）と連動して活動・運営されています。

詳しくは

広島県断酒会連合会

広島ダルク

社会福祉法人 光の園 広島マック

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



「てんかん」について

あなたに知ってほしいこと

「てんかん」とは

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、「てんかん発作」がくり返しある病気です。てんかん発作は、神経の機能（はたらき）に対応した症状が現れます。身体の一部あるいは全身が痙攣したり、また意識だけが失われるなど症状は様々です。「てんかん」は、100～200人に1人の割合で生じ、日本には約100万人の方がおられると推計されています。遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどはコントロールできます。

こんなことに困っています

- 正しい情報が知られていないため、「差別」や「誤解」、「偏見」が問題になりやすい病気です。
- 疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。
- 発作が起きることへの不安から、新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。

こんな配慮をお願いします

「てんかん」について正しい理解をしましょう

てんかん発作がおこったら

●まず、あわてずに見守りましょう。

●まわりの人ができること

- 危険を避ける

意識の失われる発作では、危ないものを遠ざけましょう。

倒れる危険性のある場合には、頭を床に打たせないようタオルなどやわらかいものを敷きましょう。

- 動作に自然に寄り添う

発作が起きている間は、無理に動かさないようにしましょう。意識がなくて歩きまわるときは後ろから付いていくなど、自然に寄り添いましょう。

- 発作の様子をくわしく見ておく

時計を見て発作が起きている時間を確認する、発作の間の表情の変化を観察するなど、発作の様子をくわしく見ておくと病気を知る手がかりになります。

●やってはいけないこと

- 口にハンカチなどの物を入れる

- 痙攣を止めようと体を押さえる

- 早く意識を戻そうとして刺激する

●意識が回復しないのに次の発作が連続して起きるとき、または痙攣発作が連続して10分以上続くようなときには、病院で受診しましょう。

詳しくは

日本てんかん協会広島県支部（波の会）

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



高次脳機能障害について

あなたに知ってほしいこと

高次脳機能障害とは

転落や交通事故による脳外傷、脳出血や脳梗塞、クモ膜下出血などの脳卒中、脳炎や脳症など、脳がダメージを受けることによって生じる認知面の障害のことをいいます。

脳にダメージを受けると、コミュニケーションをとる、必要な情報に集中する、記憶する、計算する、計画を立てる、感情をコントロールする、相手の気持ちを理解するなど、認知面に問題が起こり日常生活や社会生活が難しくなってくることがあります。

しかし、これらの症状は、問題点が特定の状況にならないと見えてこないことがあります、周りから気付きにくく、また、本人も気がついていないことがあります。わかりにくい障害であり、本人の性格だと誤解されることも多いです。

こんなことに困っています

●記憶力の低下

- 約束や予定を忘れたり、ちょっと前のこと覚えていない。
- 同じことを何度も聞く。

●注意力の低下

- 一つのことを続けられない。
- 同時に複数のことができない。
- 同じミスを繰り返す。
- 気が散りやすい、作業が続けられない。

●遂行機能の低下

- 行き当たりばったりの行動をする。
- 言われないと行動しようとしない。
- トラブル時の対応ができず混乱する。

●社会的行動障害

- 些細なことで激怒する。
- 人づきあいがうまくいかなくなる。
- 行動のブレーキが利かない、我慢できない。
- 些細なことにこだわって先に進めない。

こんな配慮をお願いします

病気やけがが治ったように思えるのに、今までできていたことができなくなり、本人は混乱や不安の中にいることを理解しましょう。本人だけではなく家族も、生活状況の変化や経済的なことなどで悩みを抱えておられるということに思いを馳せましょう。周囲の理解が何より大切です。

記憶力の低下

- 大事なことはメモにとるように促しましょう。そして、きちんとメモができているか確認しましょう。忘れているときは、メモを見るよう声をかけて、一緒に確認しましょう。

注意力の低下

- 伝えたいことは、一つずつ、簡潔に伝えましょう。そして、その内容が理解できているかどうか確認しましょう。
- こまめに休憩を取るよう合図しましょう。
- テレビを消すなど、目に見えるもの、耳に入ってくるものを制限して、集中できる環境を作りましょう。

遂行機能の低下

- なるべく決まった日課に沿って生活するよう協力をお願いします。目につきやすいところに、日課を掲示したり、スケジュール帳を利用するとよいでしょう。携帯電話のアラームやタイマーなども有効です。

社会的行動障害

- カッとなったら、その場を離れたり、話題を変えるなどして、気分転換を図るようにしましょう。また感情を刺激するようなものを避けるようにするのも一つの方法です。
- 欲しいものや、やりたいことのコントロールが難しい場合には、本人と話し合って、最低限のラインを決めるなどの約束をし、紙に書いておきましょう。

詳しくは

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 広島県立障害者リハビリテーションセンター ● 広島県高次脳機能センター ● 広島市総合リハビリテーションセンター ● 公立みづぎ総合病院 ● 脳神経センター大田記念病院 地域医療連携室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療法人社団清風会廿日市記念病院 ● 特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま ● 医療法人社団井野口病院 ● 医療法人社団中川会吳中通病院 ● 三次地区医療センター |
|--|--|

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



難病について

あなたに知ってほしいこと

難病とは

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。

例えば、かつて日本人の生活が貧しかった時代には、赤痢、コレラ、結核などの感染症は「不治の病」でした。その当時は有効な治療方法もなく、多くの人命が奪われたという点で、これらの疾病はまぎれもなく難病でした。しかし、その後日本人の生活が豊かになり、公衆衛生の向上、医学の進歩および保健・医療の充実と共に、これらの感染症は、予防・治療方法が確立され不治の病ではなくなりました。しかし、治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病もまだ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。

一方、昭和47年に国の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少くない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

こんなことに困っています

- 難病は誰が何時発症するかわからない疾患です。
- 難病のある人の多くは、難病への無理解や先入観による偏見や差別で悩んでいます。
- 疾患の症状や治療から発生する肉体的な苦しみのほか、大きな不安など精神的にも苦しんでいます。
- 外見でわかるものだけでなく、外見からはわからない症状等（痛みやしびれ、食事の制限、疲れやすさなど）があるため、一人で苦しんでいる方もいます。
- 「難病」＝「働けない」という誤解をされやすいため、病気のことを職場に隠して仕事をすることにもつながっています。
- 職業生活と疾患管理の両立の難しさに悩んでいます。

こんな配慮をお願いします

病気に対する正しい理解

難病は誰がいつ発症するかわからない疾患です。病気の種類や症状、程度も様々です。「難病のある人」とレッテルを貼って、誤解や偏見を持たないようにしましょう。

難病は完全に病気が治るものではありませんが、医学の進歩により、多くの難病は継続的に薬を飲み通院し、管理することで安定した症状を保つことができます。その状態を維持するためにも、通院に対する配慮が必要です。

難病のある人も、職業生活と疾患管理の両立を希望しています。

個々の疾患により疾患の特色や注意する点が異なりますので、それに応じた職場環境や働き方などの配慮が必要です。そのためにもコミュニケーションを図ることが重要です。

疾患に関する詳しい情報は次のところで

難病情報センター

厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている130の疾患に関する解説や関連情報、国の難病対策等の情報提供を行っています。

<http://www.nanbyou.or.jp>

詳しくは

難病対策センター 広島難病団体連絡協議会

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください。



身体障害者補助犬について

あなたに知ってほしいこと

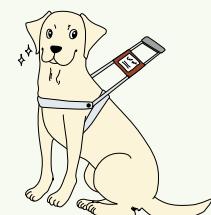
身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障害のある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。

だからこそ、人が立ち入ることのできる様々な場所に同伴できます。

盲導犬

街中で視覚障害のある方を、障害物を避けながら安全に誘導します。ハーネス（胴輪）をつけています。



聴導犬

聴覚に障害のある方に音を知らせます。お湯の沸いた音、ドアチャイム、電話の着信音などを聞き分けて伝えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足などに障害のある方の日常生活動作をサポートします。電気を付けたり、物を拾って渡したり、着脱衣の介助などをします。「介助犬」と書かれた表示を付けています。



身体障害者補助犬の受け入れへ 理解と協力をお願いします

補助犬は、「身体障害者補助犬法」において、人の立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーを守ることができ、清潔です。だからこそ、さまざまな場所に同伴できます。補助犬は、身体に障害のある方の自立と社会参加に重要な役割を担っています。

ご理解いただき、ご協力をお願いします。

- 仕事中の補助犬には、話しかけたり、勝手にさわったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- 補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康を管理しています。
- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 受入れの際、他のお客様などには、「身体障害者補助犬法」において受入れ義務があること、補助犬の行動や管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、匂いをかぎ回るなど困った行動をしている場合は、補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても援助を必要とする場合があります。困っている様子を見かけたら、声をかけ、コミュニケーションをとってください。

詳しくは

広島県健康福祉局障害者支援課

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



コミュニケーションボードについて

コミュニケーションボードとは

障害のある人の中には、話し言葉でのコミュニケーションが苦手な人もおられます。しかし、絵や記号などわかりやすい方法があれば伝え合えることがあります。「コミュニケーションボード」とは、話し言葉に代わるコミュニケーションツールです。言葉でうまく伝え合えないとき、またそのやりとりの最中に、このコミュニケーションボードを差し出し、絵を指さしてもらいましょう。

コミュニケーションボードの使用法

1) 基本的な使い方

- 言葉でうまく伝え合えないとき、そのやりとりの最中に「コミュニケーションボード」を指さしてもらいます。
- 「コミュニケーションボード」を使うときは、多くの言葉を使うことはやめ、ゆっくり見せて指さしできるよう待ちましょう。
- 「コミュニケーションボード」がわからなくとも、実物や写真ならわかる場合があります。また、文字や絵を書くことができる人もいます。
- 指さしすることが困難な人には、こちらが指さしして聞きましょう。

2) マニュアル

(1)こんな時、「コミュニケーションボード」の出番です。

- 当事者が困っている
 - そわそわしている・ぶつぶつ言っている・困っている
- 対応する側が困っている
 - 言葉の意味が通じない・何を言っているのかわからない・何かを伝えたいことはわかる

(2)「コミュニケーションボード」を利用しましょう

- 「わたしの伝えたいこと」を見せ、絵を指さしてもらいます。
- 指さした内容に答えましょう。

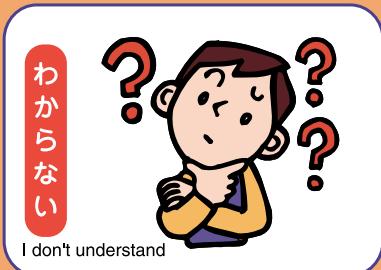
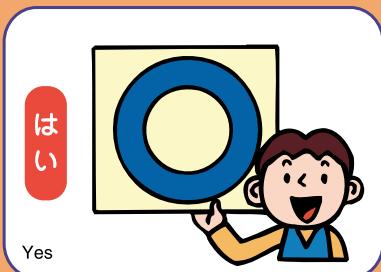
【指させない場合】

- 「なに?」と問い合わせて、指さしの見本を示しましょう。
- 「トイレ?」「いたい?」のように、推測されることを指さして聞いてみます。
- それでもうまく行かない場合は、一つずつ指さして聞いてみましょう。

※コミュニケーション支援ボードを使っても状況が把握できなかったり、対応に困った場合は、衣類や持ち物等に名前や連絡先がないか、確認させてもらってください。連絡先が確認できない場合は、最寄りの警察署に確認してみてください。

わたしの伝えたいこと

What I want to communicate



けいさつ

警察

Police station



みち
道をおしえて

Please show me the way



おとした

I lost something



たすけて

Help

ひょういん

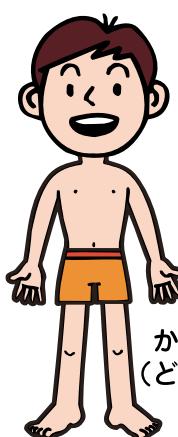
病院

Hospital



いたい

Pain



からだ
(どこ？)

Which body part ?



くすり
薬はどこ？

Where is the medicine ?

What is your _____?

あなたの？



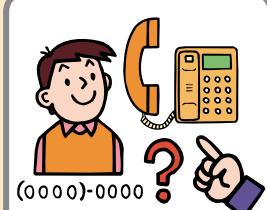
なまえ

Name



じゅう
しょ
所

Address



(0000)-0000

でん
わ
電話

Telephone number

なまえ

じゅう
しょ
所

でん
わ
電話



思いやり駐車場利用証交付制度について

あなたに知ってほしいこと

思いやり駐車場利用証交付制度とは

この制度にご協力いただいた施設に専用駐車スペース（思いやり駐車場）を設けてもらうとともに、身体などに障害のある方など歩行が困難な方に「思いやり駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が思いやり駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

対象者は？

- 歩行が困難な方が対象です。
 - 身体・知的・精神障害のある方、難病の方
 - 発達障害などにより歩行に介助者の特別な注意などが必要な方
 - 要介護認定を受けた高齢者
 - けが人など
 - 出産前後（妊娠7ヶ月から産後一年半）の方など
- 詳しい要件はお問合せください。

利用証はどうしたらもらえるのか？

県庁地域福祉課・厚生環境事務所（支所）・各市町の交付窓口で、
 ①申請書
 ②確認書類（障害者手帳、母子健康手帳、特定疾患医療受給者証など）によって申請していただきます。



詳しくは

広島県健康福祉局地域福祉課

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください



障害者虐待防止について

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法律」という。）」が施行されました。

この法律では、虐待の定義が明確化されるとともに、発見者に対する通報義務や市町の立入調査権限などが規定されました。

通報の窓口となるのは、市町（虐待防止センター）又は県障害者権利擁護センターです。

通報について事実確認を行い、関係機関等と連携をして、解決のための対応措置を取ります。また、養護者への支援も併せて行い、虐待の再発を防ぎます。

あなたに知ってほしいこと

障害者虐待の定義

【障害者虐待の種類】

法律では障害者虐待を次の3種類に定義しています

● 養護者による障害者虐待

障害者のお世話、介助、金銭管理などをする、家族、同居人等による虐待

● 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設などの職員による虐待（学校、保育所、医療機関を除く）

● 使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、経営担当者などによる虐待（国及び地方公共団体を除く）

【障害者虐待の例】

次のような行為が該当します（これらが重なって行われている場合もあります）

● 身体的虐待

殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、不適切な身体拘束など

● 性的虐待

性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発するなど

● 心理的虐待

侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視するなど

● 放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、排泄の介助をしない、医療機関に受診させないなど

● 経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用するなど

虐待防止施策

- 法律では、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないと規定しています。
- また、障害者福祉施設、学校、医療機関等の障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないことになっています。
- 市町に、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずることを義務付けています。
- 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者には、従事者等の研修の実施、利用者や家族からの苦情を解決する体制整備等、障害者虐待防止のための措置を講ずることを義務付けています。

通報窓口

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、次の通報窓口に通報しなければなりません。（虐待を受けた障害者が、自ら通報窓口に届出ることもできます）

障害者虐待の種類	通 報 先
養護者による障害者虐待	市町又は市町障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	市町又は市町障害者虐待防止センター 県障害者権利擁護センター (電話082-569-5151、FAX082-569-6161)
使用者による障害者虐待	

詳しくは

広島県健康福祉局障害者支援課

※連絡先はP38～関係機関一覧をご覧ください。

関係機関一覧

広島県と鳥取県は、「あいサポート運動の推進に関する協定」を締結し、平成23年10月から、あいサポート運動を連携して取り組むこととしました。ここでは、広島県における関係機関を掲載します。

広島県【障害者福祉関係団体（本文の再掲）】

区分	名称／所在地	電話	関連頁
		F A X	
視覚障害	社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会 〒732-0009 広島市東区戸坂千足2丁目1番5号	(082)229-2320 (082)229-2320	4
	公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会 〒730-0052 広島市中区千田町1丁目9番43号 広島市社会福祉センター3階	(082)249-7177 (082)249-7177	
聴覚・言語障害	広島県聴覚障害者センター 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館5階	(082)254-0085 (082)254-0087	6
	一般社団法人 広島県ろうあ連盟 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館5階聴覚障害者センター内	(082)252-0303 (082)252-0309	
ろう	広島県難聴者・中途失聴者団体連合会 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館5階聴覚障害者センター内	(082)259-3327 (082)259-3327	8
	広島盲ろう者友の会 〒732-0062 広島市東区山根町28-34-106	(082)264-9919 (082)264-9919	
肢体不自由	広島県身体障害者施設協議会 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉協議会内 広島県身体障害者施設協議会 事務局	(082)254-3416 (082)256-2228	10
	広島県心身障害児者父母の会連絡会 〒733-0021 広島市西区上天満町5-33	(082)578-7525 (082)578-7525	
内部障害	広島県身体障害者施設協議会 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉協議会内 広島県身体障害者施設協議会 事務局	(082)254-3416 (082)256-2228	12
	全国重症心身障害児(者)を守る会 広島県支部 事務局 〒731-4223 安芸郡熊野町川角4-24-22	(082)854-2684 (082)854-2684	
重症心身障害	社団法人 広島県手をつなぐ育成会 〒733-0004 広島市西区打越町17番27号	(082)537-1773 (082)537-1778	14
	広島県知的障害者福祉協会 〒732-0816 広島市南区比治山本町12の2 広島県社会福祉協議会 団体振興課内	(082)254-3416 (082)256-2228	

区分	名称／所在地	電話	関連頁
		FAX	
自閉症・発達障害	広島県発達障害者支援センター 〒739-0133 東広島市八本松町米満461番地（総合支援センターウイング内）	(082)497-0131 (082)427-0280	18
	広島市発達障害者支援センター 〒732-0052 広島市東区光町2丁目15番55号	(082)568-7328 (082)261-0545	
	特定非営利活動法人 広島自閉症協会 Mail:info.autism.hiroshima@gmail.com	(082)892-3860 (082)892-3860	
精神障害	社団法人 広島県精神保健福祉家族会連合会 〒735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町1丁目4-29	(082)285-3837 (082)285-3837	20
	広島県精神障害者支援事業所連絡会 〒739-2105 東広島市高屋町桧山267-1 ワークセンターなかよし内	(082)493-8750 (082)493-8752	
	広島県精神保健福祉士協会 〒720-0542 福山市金江町藁江590-1 医療法人永和会 下永病院内	(084)935-8811 (084)935-8973	
	広島県立総合精神保健福祉センター 〒731-4311 安芸郡坂町北新地2丁目3-77	(082)884-1051 (082)885-3447	
依存症	広島県断酒会連合会 〒731-0232 広島市安佐北区亀山南5-41-23	(082)814-1874 (082)814-1874	22
	広島ダルク 〒730-0052 広島市中区千田町1-9-43 地下1階	(082)258-1256 (082)258-1256	
	社会福祉法人光の園 広島マック 〒732-0817 広島市南区比治山町1-12	(082)262-6689 (082)262-6689	
てんかん	日本てんかん協会広島県支部(波の会) 〒739-0041 東広島市西条町寺家5044-11	(082)421-0645 (082)421-0645	24
高次脳機能障害	広島県立障害者リハビリテーションセンター 広島県高次脳機能センター 〒739-0036 東広島市西条町田口295-3	(082)425-1455 (082)425-1094	26
	広島市総合リハビリテーションセンター 〒731-3168 広島市安佐南区伴南1丁目39番1号	(082)849-8001 (082)848-8003	
	公立みづき総合病院 〒722-0393 尾道市御調町市124番地	(0848)76-1111 (0848)77-0956	
	脳神経センター 大田記念病院 地域医療連携室 〒720-0825 福山市沖野上町3-6-28	(084)931-8650 (084)928-2769	
	医療法人社団清風会 廿日市記念病院 〒738-0060 廿日市市陽光台5-12	(0829)20-2300 (0829)20-2301	
	特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま 〒731-0154 広島市安佐南区上安2丁目30番15号	(082)847-0031 (082)847-0032	
	医療法人社団 井野口病院 〒739-0007 東広島市西条土与丸6-1-91	(082)422-3711 (082)422-3714	
	医療法人社団中川会 吳中通病院 〒737-0046 吳市中道1丁目3番8号	(0823)22-2510 (0823)22-2514	
	三次地区医療センター 〒728-0013 三次市十日市東3-16-1	(0824)62-1103 (0824)62-7360	
	難病対策センター 〒734-8551 広島市南区霞1-2-3 広島大学病院外来棟2階	(082)252-3777 (082)257-5072	28
難病	広島難病団体連絡協議会 〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター3階	(082)236-1981 (082)236-1986	

【県の機関】

名称／所在地	電 話
	F A X
広島県健康福祉局障害者支援課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/	(082) 513-3157
	(082) 223-3611
広島県健康福祉局健康対策課 〒730-8511 広島市中区基町10-52	(082) 513-3070
広島県健康福祉局地域福祉課 〒730-8511 広島市中区基町10-52	(082) 513-3142

名称／所在地	電 話
	F A X
公益社団法人 広島県社会福祉士会 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2	(082) 254-3019
	(082) 254-3018

障害者基本法〔抜粋〕

(昭和45年5月21日法律第84号)

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

サポーター宣言

わたしたちは、多様な障害の特性を理解し、
お互いがわかり合えるように務めます。

わたしたちは、日常生活で
障害のある方が困っている場面を見かけたら、
声をかけ、手助けを行います。

わたしたちは、障害のある方が支援が必要なときに、
気軽に声をかけやすい環境をつくります。

わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、
共に生きるよろこびを伝えます。



あいサポートシンボルについて (障害者サポーター シンボル)

障害のある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。

後ろの白いハートは、障害のある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色（だいだいいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい(代々)」にちなみ、あいサポート（障害者サポーター）が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。
「あいサポート」とは、

「愛情」の「愛」、私の「！」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

平成25年3月発行



編集・発行 広島県健康福祉局障害者支援課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電話:(082)513-3157 FAX:(082)223-3611

**監修 すべての障害児者と市民を結ぶ
ひろしま県民会議**

編集協力 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会／公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会／広島県聴覚障害者センター一般社団法人広島県ろうあ連盟／広島県難聴者・中途失聴者団体連合会／広島盲ろう者友の会／広島県身体障害者施設協議会／広島県心身障害児者父母の会連絡会／全国重症心身障害児(者)を守る会広島県支部事務局／社団法人広島県手をつなぐ育成会／広島県知的障害者福祉協会／特定非営利活動法人広島自閉症協会／広島県発達障害者支援センター／広島市発達障害者支援センター／社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会／広島県精神障害者支援事業所連絡会／広島県精神保健福祉士協会／広島県立総合精神保健福祉センター／広島県断酒会連合会／広島ダルク／社会福祉法人光の園広島マック/日本てんかん協会広島県支部(波の会)／広島県立障害者リハビリテーションセンター広島県高次脳機能センター／広島市総合リハビリテーションセンター公立みつき総合病院／脳神経センター大田記念病院地域医療連携室／医療法人社団清風会廿日市記念病院／特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま／医療法人社団井野口病院／医療法人社団中川会吳中通病院／三次地区医療センター／難病対策センター／広島難病団体連絡協議会／広島県健康福祉局健康対策課／広島県健康福祉局地域福祉課／公益社団法人広島県社会福祉士会